

ID: 247

担当部署: 総務課

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第260条の2第12項の規定による。 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日